

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出（2件）	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出の取下げ	3
○漁船損害等補償法による同意成立（26件）	3
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（26件）	5
◎高知県建設工事共通仕様書	7
○県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部完了	7
公 告	
○平成21年度前期技能検定試験の実施	7
○平成21年度随時実施技能検定試験の実施	10
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め	11
○換地処分の公告	11
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	11
正 誤	
◎正誤（平18・3・31付け 人事委員会規則）	12

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第15号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「15,700円」を「16,500円」に、「13,000円」を「13,700円」に、「11,500円」を「12,100円」に、「10,500円」を「11,000円」に、「8,700円」を「9,100円」に、「7,700円」を「8,100円」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
川ノ内	川原田	8	川ノ内	堂屋式
	大久保	41の4		
	神屋式	80の1の一部、80の2の一部、80の3の一部、82の一部		
	惣吾市林	729の3、729の4、730の3、731の2、733の2の一部、734の2		
	堂屋式	31の1の一部		
	大久保	35の一部、58の一部、59の一部、60の一部		神屋式
	惣吾市林	731の3、733の2の一部		

神屋式	61の3の一部、65の一部	大久保
シモカツラ	674の2	
神屋式	89の1の一部	松屋式
	89の1の一部	神前
松屋式	114の一部、123の2の一部、123の3の一部、123の4の一部、124の1、124の2、125の1の一部、125の2の一部、126の一部、130の一部	
クボヤシキ	149の一部、150の一部、152、153の一部	
	145の1の一部、164の5、169の一部、170の一部	川久保
田中屋式	171、172の1、173の2、184の2、185の1、186の1、186の2、187の1	
ヲキヤシキ	274の7の一部、277の一部、278の一部、279の1の一部、279の2の一部	
クボヤシキ	164の4	ヲキヤシキ
川久保	264の一部、265の1の一部、270の1の一部	
田中屋式	171に隣接する水路である町有地の一部	クボヤシキ
サカバ	198の一部、199、200の1の一部、209の一部、210の一部、211の一部	田中屋式

天王屋式	374の1、375の1	井領田		の一部、438の2の一部			548の4の一部、548の9	柳田	
榎田	423の3の一部、424の1、424の2、425の1の一部、426の1の一部、426の3の一部、428の1の一部			438の2の一部、439の一部、440の一部、441の一部、442の一部	大切		ナゴレ	556の一部、557の一部	
道岡	455の1の一部			道岡			田カミ	字柳田562の1及び566に隣接する水路である町有地の一部	
井領田	383の一部、384の一部、385、386の一部、字道岡455の1に隣接する水路である町有地の一部	道岡		イセダ			ナゴレ	556の一部、557の一部、558の1の一部、558の2、559の1の一部、559の5の一部、559の10の一部、561の2、561の3の一部	田カミ
平内田	441の一部、442の一部、444の一部、445の一部、446の一部、447の一部、448の一部、449の一部、450			藤五原			柳田	562の3、563の2、570の7、570の8、571の1の一部、571の3、571の4の一部、572	
井領田	386の一部	平内田		平内田		イセダ	栗ミノ窪	646の1の一部	
榎田	425の1の一部、425の2、426の1の一部、426の2、429、428の1の一部			道岡			柳田	571の1の一部、571の4の一部、571の5	タケノクボ
道岡	461の一部、462の一部、463の一部			大切		藤五原	田カミ	576の1の一部、576の3の一部、579の一部	
多助林	864の一部、865の一部、867の一部			イセダ			栗ミノ窪	646の1の一部	
	861の4の一部	榎田		ユキフリダ					
井領田	391の一部、392の一部			ナゴレ		ユキフリダ			
惣ヶ谷	412の1の一部			藤五原					
多助林	416の1、416の3、861の4の一部	惣ヶ谷		ガヤノ木谷					
平内田	435の3の一部、438の1	多助林		ユキフリダ		ナゴレ			

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の一部を含むものとする。

高知県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北川村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字

加茂	北島田	220の3、226の2、228の2、229の3、229の4、230の2、230の3	野友	倉ノ内
	馬越	247の2、248の6、249の5		加茂
		249の4、249の6		
	西山	1の1から1の3まで、2の1、2の2、3、4の1、4の2、5の1から5の3まで、7の2、7の3	東峰尻	
		6の1、6の2、7の1、20の2		
	小山	93の3、100の1、101、102、114、621のイ	神田	
	日下	138の2、141の2、144の2、145の2、145の3		
	中志葉	146の2、147の2、147の3、148の2、148の3、149の2、151の2、152の2、157の3、158の1、158の2、159の1から159の4まで、160の4、160の5、163の3		
	南神田	184の5	柿ノ木ノ元	
	宮ノ前	378の1、378の2、391の2、398の2、399のロ、399の3、400の2、401		
377の1、379		東屋		
所林	586の22、679の14	野友	内谷	
野友	倉ノ内	乙580の3、乙582の2、	加茂	城ノ前

備考 1 上記地番は、平成18年6月1日現在の登記簿による。

		乙583の2、乙584の2	野友	内谷
		乙637の1		
	井口	乙38から乙40まで、乙41の1、乙41の2		ヲモダ
	西岡	乙240の7		
		乙240の2		
	寺前	乙786のイ、乙786のロ		ツル井ノシリ
		乙333の1、乙333の5		
	鈴原	乙329の1、乙302の4、乙330の2、乙333の6		ヲモダ
		乙406の7、乙406の13		
		乙406の9、乙406の10、乙406の14		
乙406の11、乙406の12				
八王子	乙419の2	鍋羅石		
	乙420の6、乙420の10から乙420の12まで			
シマ	乙536の3から乙536の5まで、乙544の2、乙544の3、乙545の2から乙545の4まで	シモナカガラ		
北中代	乙660の1、乙660の3から乙660の8まで、乙661の3			
中代	乙627の2	倉ノ内		
			杉ノ東	
			大中山	

2 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である村有地の全部を含むものとする。

高知県告示第193号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 取り下げられた届出に係る告示
平成20年11月高知県告示第685号
- 取り下げられた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
サンシャイン高岡
土佐市高岡町字岡ノ下2745番1ほか

高知県告示第194号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第195号

佐喜浜町加入区
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第196号

椎名加入区
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第197号

三津加入区
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第198号

高岡加入区

高知県告示第243号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成17年3月高知県告示第240号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

泊浦加入区

高知県告示第244号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成17年3月高知県告示第241号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

宿毛市加入区

高知県告示第245号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成17年3月高知県告示第242号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

藻津加入区

高知県告示第246号

高知県建設工事共通仕様書を別冊のとおり定め、平成21年4月1日以降に高知県と締結する建設工事請負契約から適用し、高知県建設工事共通仕様書（平成16年3月高知県告示第166号。以下「旧高知県建設工事共通仕様書」という。）は、平成21年3月31日限り廃止する。ただし、同日以前に高知県と締結した建設工事請負契約で、当該建設工事の完成期限が平成21年4月1日以降であるものについては、旧高知県建設工事共通仕様書を適用するものとし、請負者に通知の上、当該請負者と協議して適用することが可能な場合に限り、この高知県建設工事共通仕様書を適用するものとする。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

（「別冊」は、省略し、高知県土木部建設検査課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第247号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定に基づき県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部を完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 公共下水道の名称
土佐町特定環境保全公共下水道
- 2 工事の内容及び工事の区域又は区間
幹線管渠 土佐郡土佐町境字静岡206番2から土居字沖田34番3まで
- 3 工事の一部の完了予定日
平成21年3月25日

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成21年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。
(1) 一級及び二級職種
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、石材施工

- （石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真銀塩作業、肖像写真デジタル作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 三級職種

- 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級職種

- 塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成21年6月8日（月）から同年9月13日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりである。

(ア) 一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料						
園芸装飾	室内園芸装飾作業	16,500円	工場板金	曲げ板金作業		タイル張り	タイル張り作業	
造園	造園工事作業			打出し板金作業			畳製作	畳製作作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業		めっき	電気めっき作業			防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水 工事作業
金属熱処理	一般熱処理作業		アルミニウム陽 極酸化処理	陽極酸化処理作業				アクリルゴム系塗膜防水 工事作業
	浸炭・浸炭窒化・窒化処 理作業		仕上げ	治工具仕上げ作業				セメント系防水工事作業
	高周波・炎熱処理作業			金型仕上げ作業				シーリング防水工事作業
機械加工	普通旋盤作業		切削工具研削	工作機械用切削工具研削 作業			FRP防水工事作業	
	数値制御旋盤作業		機械保全	機械系保全作業			内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ 工事作業
	フライス盤作業			電気系保全作業				カーペット系床仕上げ工 事作業
	数値制御フライス盤作業		電子機器組立て	電子機器組立て作業				鋼製下地工事作業
	平面研削盤作業	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作 業		ボード仕上げ工事作業			
	円筒研削盤作業	建設機械整備	建設機械整備作業		熱絶縁施工	保温保冷工事作業		
	心無し研削盤作業	家具製作	家具手加工作業		サッシ施工	ビル用サッシ施工作業		
	マシニングセンタ作業	建具製作	木製建具手加工作業		化学分析	化学分析作業		
放電加工	数値制御形彫り放電加工 作業		木製建具機械加工作業			表装	表具作業	
	ワイヤ放電加工作業	石材施工	石張り作業		壁装作業			
鉄工	製缶作業	とび	とび作業		塗装	建築塗装作業		
	構造物鉄工作業	左官	左官作業			金属塗装作業		
建築板金	内外装板金作業	築炉	築炉作業		広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ 作業		
	ダクト板金作業	ブロック建築	コンクリートブロック工 事作業			写真	肖像写真銀塩作業	

	肖像写真デジタル作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
塗料調色	調色作業	
産業洗浄	高圧洗浄作業	
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	13,700円

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	11,000円
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
建築板金	内外装板金作業	
工場板金	曲げ板金作業	

	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
機械保全	機械系保全作業	
	電気系保全作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
	カーペット系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
塗装	金属塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	

エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ平成21年6月1日（月）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。
 (2) 学科試験
 ア 実施期日
 検定職種ごとに次のとおりである。
 (ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
------	------

造園 金属熱処理 とび 築炉 防水施工 サッシ施工 化学分析 塗装 産業洗浄	平成21年8月23日（日）
機械加工 鉄工 めっき アルミニウム陽極酸化処理 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ 商品装飾展示	平成21年8月30日（日）
写真	平成21年9月2日（水）
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 塗料調色	平成21年9月6日（日）

(イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 建築板金 工場板金 めっき 仕上げ 機械保全 電子機器組立て とび 左官 ブロック建築 内装仕上げ施工 塗装 広告美術仕上げ 商品装飾展示 フラワー装飾	平成21年7月26日（日）
金属熱処理	平成21年8月23日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992-4（高知地域職業訓練センター内）
高知県職業能力開発協会

なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

平成21年4月2日（木）から同月15日（水）まで（郵送による場合は、平成21年4月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

なお、受検する検定職種（作業）に応じて、受付期間内にインターネットで受検申請をすることができる場合がある。

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会が交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成21年10月2日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ（<http://www.pref.kochi.jp/~koyou/>）に掲載する。

なお、三級職種のうち同年7月26日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については、同年8月28日（金）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ（<http://www.pref.kochi.jp/~koyou/>）に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課（電話番号088-823-9765）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成21年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級及び検定職種

実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 三級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装

(2) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成21年4月1日（水）から平成22年3月31日（水）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりである。

検定職種	手数料
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工	16,500円

鉄工
 建築板金
 工場板金
 めっき
 アルミニウム陽極酸化処理
 仕上げ
 ダイカスト
 機械保全
 電子機器組立て
 電気機器組立て
 プリント配線板製造
 冷凍空調和機器施工
 染色
 ニット製品製造
 紳士服製造
 寝具製作
 帆布製品製造
 布はく縫製
 家具製作
 建具製作
 印刷
 製本
 プラスチック成形
 強化プラスチック成形
 石材施工
 パン製造
 ハム・ソーセージ・ベーコン製造
 水産練り製品製造
 建築大工
 かわらぶき
 とび
 左官
 タイル張り
 配管
 型枠施工
 鉄筋施工
 コンクリート圧送施工
 防水施工
 内装仕上げ施工
 熱絶縁施工
 サッシ施工
 ウェルポイント施工
 表装
 塗装
 工業包装

機械検査 婦人子供服製造	13,700円
-----------------	---------

- エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
- (2) 学科試験
 ア 実施期日
 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
 イ 実施場所
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
 ウ 手数料
 3,100円
- 3 技能検定受検申請書の受付期間
 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において、随時受け付ける。
- 4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先
 高知市布師田3992-4（高知地域職業訓練センター内）高知県職業能力開発協会
 なお、技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 5 合格者の発表等
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。
 また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。
- 6 その他
 この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。
 また、この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課（電話番号088-823-9765）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。
- ~~~~~
- 県営土地改良事業本村部地区（本村部換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
 (1) 換地計画書の写し
 (2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間
 平成21年3月24日から同年4月21日まで
- 縦覧場所
 奈半利町役場
- その他
 この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る七里地区（川ノ内換地区）の換地処分を平成21年3月3日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合が行う土佐清水都市計画事業清水第三土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 組合の名称
 清水第三土地区画整理組合
- 事務所の所在地
 土佐清水市天神町11番2号
- 設立認可の年月日
 平成2年11月13日
- 変更認可の年月日
 平成21年3月11日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平18・3・31	号外8	◎人事委員会規則	15	中 (9)	<u>平成6年高知県条例第45号</u>	<u>平成6年高知県条例第45条</u>